熊本県公報

第１３２９８号
令和６年(2024年)
１月19日(金)
(毎週 火･金発行)

目　次

告　示

○種畜証明書の書換交付に伴う公示……（畜産課）　2
○令和５年度（２０２３年度）定期種畜検査報告の公示……（〃）　2
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録……（高齢者支援課）　3
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録……（〃）　3
○道路の区域変更……（道路保全課）　3
○道路の供用開始……（〃）　4
○道路の供用開始……（〃）　4
○都市計画事業の事業認可……（都市計画課）　4

公　告

○ふるさと熊本の樹木登録樹の解除……（自然保護課）　4
○公共測量の実施……（監理課）　5
○公共測量の実施……（〃）　5
○公共測量の終了……（〃）　5
○都市計画事業の事業計画変更認可（南部幹線外１線）……（都市計画課）　6
○農用地利用集積等促進計画の認可……（農地・担い手支援課）　6
○人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の変更……（都市計画課）　7

登　載　依　頼

○令和５年度（２０２３年度）第２回熊本県立美術館協議会の開催……（熊本県立美術館協議会）　7
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その１の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……（学校人事課）　7
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その１の調達に係る一般競争入札の実施……（〃）　8
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その２の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……（〃）　12
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その２の調達に係る一般競争入札の実施……（〃）　12
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その３の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……（〃）　16
○令和５年度（２０２３年度）第１１回熊本県いじめ防止対策審議会の開催……（いじめ防止対策審議会）　16
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その３の調達に係る一般競争入札の実施……（学校人事課）　17
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その４の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……（〃）　21
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その４の調達に係る一般競争入札の実施……（〃）　21
○熊本県知事選挙における立候補予定者等説明会の開催……（選挙管理委員会）　25
○肥後古代の森樹木等保護管理業務に係る一般競争入札の参加資格等……（装飾古墳館総務課）　25
○肥後古代の森山鹿地区樹木等保護管理業務に係る一般競争入札の実施……（〃）　26
○肥後古代の森鹿央地区樹木等保護管理業務に係る一般競争入札の実施……（〃）　29
○肥後古代の森菊水地区樹木等保護管理業務に係る一般競争入札の実施……（〃）　33
○肥後古代の森菊鹿地区樹木等保護管理業務に係る一般競争入札の実施……（〃）　36
○令和６年度（２０２４年度）・７年度（２０２５年度）・８年度（２０２６年度）熊本県警察本部庁舎清掃業務委託に係る一般競争入札の参加資格等……（警察本部会計課）　39
○令和６年度（２０２４年度）・７年度（２０２５年度）・８年度（２０２６年度）熊本県警察本部庁舎清掃業務委託に係る一般競争入札の実施……（〃）　40

○熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を
定める規則‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥（社会教育課）　44
○熊本県立図書館利用規則の一部を改正する規則‥‥‥‥‥‥‥‥（　〃　）　44
○熊本県立図書館組織規則の一部を改正する規則‥‥‥‥‥‥‥‥（教育政策課）　45
○熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令‥‥‥‥‥‥‥‥（　〃　）　45

告　　示

熊本県告示第５１号

家畜改良増殖法（昭和２５年法律第２０９号）第８条第１項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第２項の規定により公示する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
10869972302	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	阿蘇郡西原村河原大野4332-16 一般社団法人　家畜改良事業団　熊本種雄牛センター	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人　家畜改良事業団　岡山種雄牛センター
10869415250	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	阿蘇郡西原村河原大野4332-16 一般社団法人　家畜改良事業団　熊本種雄牛センター	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人　家畜改良事業団　岡山種雄牛センター
11613751709	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	阿蘇郡西原村河原大野4332-16 一般社団法人　家畜改良事業団　熊本種雄牛センター	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人　家畜改良事業団　岡山種雄牛センター
11598128312	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	阿蘇郡西原村河原大野4332-16 一般社団法人　家畜改良事業団　熊本種雄牛センター	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人　家畜改良事業団　岡山種雄牛センター
11397962957	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	阿蘇郡西原村河原大野4332-16 一般社団法人　家畜改良事業団　熊本種雄牛センター	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人　家畜改良事業団　岡山種雄牛センター
11397963961	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	阿蘇郡西原村河原大野4332-16 一般社団法人　家畜改良事業団　熊本種雄牛センター	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人　家畜改良事業団　岡山種雄牛センター
11372595620	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	阿蘇郡西原村河原大野4332-16 一般社団法人　家畜改良事業団　熊本種雄牛センター	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人　家畜改良事業団　岡山種雄牛センター
11393265816	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	阿蘇郡西原村河原大野4332-16 一般社団法人　家畜改良事業団　熊本種雄牛センター	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人　家畜改良事業団　岡山種雄牛センター
11431363023	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	阿蘇郡西原村河原大野4332-16 一般社団法人　家畜改良事業団　熊本種雄牛センター	熊本県合志市栄3801 熊本県農業研究センター

熊本県告示第５２号

家畜改良増殖法（昭和２５年法律第２０９号）第８条第１項の規定に基づき農林水産大

臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第２項の規定により公示する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

検査日	種畜証明書番号	頭数	畜種	検査成績	飼養者
9月27日（水）	21700170002	1頭	馬	2級	古閑清和

熊本県告示第５３号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第４８条の３第１項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第４８条の８の規定により次のとおり公示する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人御薬園 球磨郡水上村大字岩野字石原２６５８番１	特別養護老人ホーム　桜の里 球磨郡水上村大字岩野字石原２６５８番１	４３１１００１７５	令和６年（２０２４年）１月１１日	介護老人福祉施設

熊本県告示第５４号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第４８条の３第１項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第４８条の８の規定により次のとおり公示する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人御薬園 球磨郡水上村大字岩野２６５８番地１	地域密着型特別養護老人ホーム桜なみき 球磨郡水上村大字岩野２６４９番地１	４３１１００３０６	令和６年（２０２４年）１月１１日	地域密着型介護老人福祉施設

熊本県告示第５５号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和６年（２０２４年）１月１９日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字槻木字鶴ノサエ　３４８番６地先から 同所　３４８番６地先まで	前	6.5～9.9	15.0	災害復旧工事
			後	8.9～9.3	15.0	

２　区域を変更する期日　令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県告示第５６号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和６年（２０２４年）１月１９日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延　長（メートル）	備　考
一般県道	六嘉秋津新町線	上益城郡嘉島町大字北甘木字八反畑　２３３５番地先から　同所　２３２９番地先まで	47.3	活力創出基盤交付金
		上益城郡嘉島町大字北甘木字八反畑　２３３４番１地先から　同所　２３３４番１地先まで	9.5	

２　供用を開始する期日　令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県告示第５７号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和６年（２０２４年）１月１９日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延　長（メートル）	備　考
一般国道	３２４号	天草市有明町上津浦字美ノ越　１９０１番地先から　同所　１９４０番１地先まで	52.3	防安交（交通安全）

２　供用を開始する期日　令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県告示第５８号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第５９条第１項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第６２条第１項の規定により次のとおり告示する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　施行者の名称　人吉市
２　都市計画事業の種類及び名称　人吉都市計画道路事業３・４・１号下林柳瀬線
３　事業施行期間　令和６年（２０２４年）１月１９日から令和１４年（２０３２年）３月３１日まで
４　事業地　収用の部分　熊本県人吉市宝来町字下町、下青井町字下青井田及び下青井町、中青井町字下青井田及び上青井田、上青井町字上青井町　地内
　　　　　　使用の部分　なし

公　　告

熊本県公告第４１号

次に掲げる樹木について、「ふるさと熊本の樹木」の登録を解除したので、ふるさと熊本の樹木の登録に関する要項（昭和５５年熊本県告示第４１９号）第９条第２号の規定により、次のとおり公告する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

登録番号	名称	樹種	所在地
４７	日輪寺境内の羅漢槙	ラカンマキ	山鹿市杉字小峯１６０７－１
８６	善行寺境内のイヌマキ	イヌマキ	山鹿市鹿央町広４０６
１１４	松尾神社の森	クスノキ他	山鹿市菊鹿町木野２８５９
１０９	池の神さんの杉	スギ	下益城郡美里町三和字常海６３１
１５１	宇都宮神社の神木	クスノキ	玉名郡玉東町木葉１１６
１５４	稲佐宮の大梛	ナギ	玉名郡玉東町稲佐字稲佐宮
１１	宮尾の欅	ケヤキ	玉名郡南関町宮尾字下山田４５３－２
１５９	東豊永宮の楠	クスノキ	玉名郡南関町豊永８６５
１６０	小原宮のイチイガシ	イチイガシ	玉名郡南関町小原４６５

熊本県公告第４２号

測量法（昭和２４年法律第１８８号）第３９条において準用する同法第１４条第１項の規定により合志市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第３９条において準用する同法第１４条第３項の規定により公告する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

作　業　種　類	作　業　期　間	作　業　地　域
公共測量（ＭＭＳ計測データ（画像データ・レーザ点群データ））	令和５年（２０２３年）１２月２５日から 令和６年（２０２４年）２月２８日まで	合志市内全域

熊本県公告第４３号

測量法（昭和２４年法律第１８８号）第３９条において準用する同法第１４条第１項の規定により阿蘇市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第３９条において準用する同法第１４条第３項の規定により公告する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

作　業　種　類	作　業　期　間	作　業　地　域
公共測量（３級水準測量、写真測量による数値地形図作成）	令和５年（２０２３年）１２月２１日から 令和６年（２０２４年）３月２９日まで	阿蘇市波野大字小園地内

熊本県公告第４４号

測量法（昭和２４年法律第１８８号）第３９条において準用する同法第１４条第２項の規定により熊本県農林水産部森林局森林整備課長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第３９条において準用する同法第１４条第３項の規定により公告する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

作　業　種　類	作　業　期　間	作　業　地　域
公共測量（数値撮影及び写真地図作成）	令和５年（２０２３年）８月１０日から 令和５年（２０２３年）１２月２８日まで	熊本県県北地区（熊本市、玉名市、山鹿市、菊池市、阿蘇市、合志市、玉東町、和水町、南関町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、

		西原村）

熊本県公告第４５号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第６３条第２項において準用する同法第６２条第１項に規定する告示があったので、同法第６６条の規定により次のとおり公告する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　施行者の名称　熊本県
２　都市計画事業の種類及び名称　令和５年九州地方整備局告示第１５３号八代都市計画道路事業３・２・２４号南部幹線及び３・４・８号八代港線
３　事務所の所在地　熊本県八代市西片町１６６０番　熊本県県南広域本部
４　事業施行期間　平成２８年（２０１６年）９月３０日から令和１０年（２０２８年）３月３１日まで
５　事業地　収用の部分　変更なし
　　　　　　使用の部分　変更なし

熊本県公告第４６号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第７項の規定により公告する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　所	
上原　健一	人吉市下永野町	人吉市下永野町字門木１３５６番１ほか７筆
宮﨑　義彦	八代市鏡町野崎	八代市鏡町芝口字弐〇番割９０４番ほか３筆
農事組合法人鶴喰なの花村	八代市坂本町鶴喰	八代市坂本町鶴喰字戸田谷３２７９番１ほか３筆
宮川　信之	八代市坂本町鶴喰	八代市坂本町鶴喰字開田１１番ほか３筆
農事組合法人あまくさ夢有ランド	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字樋ノ河内２１２８番３
新和パレット合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字杉ノ下１７７番２
農事組合法人芹生の郷ての	天草市五和町手野	天草市五和町手野一丁目字井手ノ前３１２２番１
農事組合法人芹生の郷ての	天草市五和町手野	天草市五和町手野一丁目字野中２４６２番１ほか２筆
農事組合法人芹生の郷ての	天草市五和町手野	天草市五和町手野一丁目字久保７９番１ほか４筆
坂上　眞守	天草市五和町手野	天草市五和町手野一丁目字向田３１７２番
河口　克也	天草市五和町手野	天草市五和町手野一丁目字大鶴４５７番
河口　克也	天草市五和町手野	天草市五和町手野一丁目字井手ノ前３１４３番１ほか２筆
山川　武	天草市五和町二江	天草市五和町手野一丁目字向田３１７８番
山川　武	天草市五和町二江	天草市五和町手野一丁目字向田３１６７番
山川　武	天草市五和町二江	天草市五和町手野二丁目字丸木場１５５７番１
山川　武	天草市五和町二江	天草市五和町手野二丁目字道法田１２１０番１ほか３筆
山下　和弘	天草市五和町手野	天草市五和町手野一丁目字五反田３７９２

		番１
株式会社天草よかもん	上天草市大矢野町上	上天草市松島町今泉字米ノ山新田６４３８番４７４ほか１３筆
株式会社天草よかもん	上天草市大矢野町上	上天草市松島町今泉字米ノ山新田６４３８番４６２ほか２筆

２　認可年月日
　令和６年（２０２４年）１月１１日

熊本県公告第４７号

　人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画（設計の概要及び資金計画）を変更したので、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第５５条第１３項において準用する同条第９項の規定により、次のとおり公告する。

　令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　施行者の名称　熊本県
２　事業施行期間　令和５年（２０２３年）２月２１日から令和１１年（２０２９年）３月３１日まで
３　施行地区　人吉市上青井町字上青井町の一部及び人吉市下青井町字下青井町の一部
４　事業の名称　人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業
５　事務所の所在地　人吉市
６　事業計画の決定の年月日　令和５年（２０２３年）２月２１日
７　事業計画の変更の年月日　令和６年（２０２４年）１月１９日

登載依頼

熊本県立美術館協議会公告第２号

　令和５年度（２０２３年度）第２回熊本県立美術館協議会の会議を次のとおり開催する。
　なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

　令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県立美術館協議会

１　日時
　令和６年（２０２４年）１月２６日（金）
　午前１０時から１１時半まで
２　場所
　熊本市中央区二の丸２番
　熊本県立美術館本館
３　議事内容
　令和６年度（２０２４年度）熊本県立美術館本館事業計画（案）について
４　傍聴者の定員
　５人
５　傍聴手続
　（１）　傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
　（２）　傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
６　問合せ先
　熊本市中央区二の丸２番
　熊本県立美術館協議会事務局
　（電話０９６－３５２－２１１５）

熊本県教育委員会告示第７号

　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

　令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県教育長　白　石　伸　一

１　競争入札に付する事項
　熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気　その１
２　入札参加資格
　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、３に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

３　入札参加資格を得るための申請方法等

(1)　申請の方法

２の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2)　競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

電話番号　０９６－３３３－２５８１

(3)　競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和６年（２０２４年）１月２６日（金）午後５時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4)　競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5)　入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和８年（２０２６年）３月３１日までとする。

(6)　有効期間の更新手続

(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和７年（２０２５年）９月１日から令和７年（２０２５年）１０月３１日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第８号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県教育長　白　石　伸　一

１　競争入札に付する事項

(1)　調達物品名

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気　その１

(2)　予定数量

５，６５９，０９７キロワット時

(3)　調達物品に係る発注・契約担当部局

熊本県教育庁教育総務局学校人事課（熊本県庁行政棟新館７階）

郵便番号　８６２－８６０９　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

(4)　調達物品に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館２階）

郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

(5)　調達物品の内容

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その１仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(6)　調達期間（供給期間）

令和６年（２０２４年）４月１日（月）から令和７年（２０２５年）３月３１日（月）まで

(7)　供給場所

仕様書による。（１５施設）

(8)　契約の種類

１５施設毎の各単価による単価契約

(9)　入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、４(3) アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者

ウ　名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者

(10)　入札金額

入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落

札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額により入札すること。

(11)　仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(12)　最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

２　入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1) から(6) までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1)　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、３(3) の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア　競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和６年（２０２４年）１月２６日（金）午後５時まで

イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）

郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

ウ　競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ　提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2)　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条の２の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。

(3)　令和４年（２０２２年）４月１日から令和５年（２０２３年）３月３１日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が１キロワット時当たり０．５００キログラム以下であること。

なお、令和５年（２０２３年）４月１日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあっては、二酸化炭素に係る排出係数の算定方法に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が１キロワット時当たり０．５００キログラム以下であること。

(4)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(5)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(6)　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。

３　入札参加のための確認申請

(1)　提出書類

この入札に参加を希望する者は、２(2) から(5) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア　競争入札参加資格確認申請書

イ　「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

ウ　「二酸化炭素に係る排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

(2)　提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類をＰＤＦ形式で１つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が３メガバイトを超える等１つのファイルに集約できない場合は、(1) イ及びウに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イ及びウに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3)　提出期間

公告の日から令和６年（２０２４年）２月２日（金）午後５時まで

(4)　提出先
　１(4) の入札担当部局
(5)　確認結果の通知
　電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
４　入札手続等
(1)　入札仕様等に対する質問の受付期間
　１(3) の発注・契約担当部局において公告の日から令和６年（２０２４年）２月２日（金）午後５時まで受け付ける。
(2)　仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
　入札情報公開サービスシステム及び１(3) の発注・契約担当部局において公告の日から令和６年（２０２４年）２月２９日（木）まで行う。
(3)　入札の方法
ア　電子入札システムによる入札の方法
　電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和６年（２０２４年）２月２８日（水）午後５時までに電子入札システムにより入札すること。
イ　紙入札による入札の方法
(ｱ) 日時　令和６年（２０２４年）２月２９日（木）午前１０時
(ｲ) 場所　１(4) の入札担当部局
(ｳ) 入札書の提出方法
　くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ｱ)の日時に(ｲ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和６年（２０２４年）２月２８日（水）（必着）までに１(4) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に１(1) の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、１(1) の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
(4)　開札の方法及び日時等
　開札は、電子入札システムにおいて(3) イ(ｱ) 日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(ｲ)の場所で開札を行うものとする。
(5)　入札の回数及び再入札の日時等
　入札回数は、２回までとする。１回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の１時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
　なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
(6)　入札の無効
　次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ　錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ　電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ　電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札
オ　紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
カ　有効な内訳書が添付されていない入札
(7) 入札金額の錯誤
　入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を１(4) の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は４(3) アの電子入札システムによる入札期間内とする。
　１(4) の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア　入札金額の総額と単価の取り違い
イ　入札金額単位の誤り
(8)　入札の中止等
　入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に

執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9)　落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10)　入札保証金

免除する。

5　契約について

(1)　契約書の作成の要否

要

(2)　契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3)　落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4)　契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア　納付期限　(3) の申出期限

イ　提出場所　１(3) の発注・契約担当部局

6　その他

(1)　入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2)　この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7　問合せ

(1)　問合せ先

ア　入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること

熊本県教育庁教育総務局学校人事課

電話番号　０９６－３３３―２７１８

ファックス番号　０９６－３８３―３９１５

イ　競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号　０９６－３３３－２５８１

ファックス番号　０９６－３８１－９０１０

ウ　入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号　０９６－３３３－２５８０

ファックス番号　０９６－３８１－９０１０

エ　電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号　０９６－３７３－２０３２

ファックス番号　０９６－３７０－５４５５

(2)　受付時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）

8　Ｓｕｍｍａｒｙ

(1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 5,659,097 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility

(2) Date and Place for tender:

Date : February 29,2024, 10:00a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

School Personnel Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8609, Japan

Phone: 096-333-2718

(4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第８号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県教育長　白　石　伸　一

１　競争入札に付する事項
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気　その２

２　入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、３に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

３　入札参加資格を得るための申請方法等
(1)　申請の方法
２の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送により提出すること。
(2)　競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
電話番号　０９６－３３３－２５８１
(3)　競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和６年（２０２４年）１月２６日（金）午後５時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
(4)　競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
(5)　入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和８年（２０２６年）３月３１日までとする。
(6)　有効期間の更新手続
(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和７年（２０２５年）９月１日から令和７年（２０２５年）１０月３１日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第９号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県教育長　白　石　伸　一

１　競争入札に付する事項
(1)　調達物品名
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気　その２
(2)　予定数量
６，１２６，７６８キロワット時
(3)　調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育総務局学校人事課（熊本県庁行政棟新館７階）
郵便番号　８６２－８６０９　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
(4)　調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
(5)　調達物品の内容
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その２仕様書（以下「仕様書」という。）による。
(6)　調達期間（供給期間）
令和６年（２０２４年）４月１日（月）から令和７年（２０２５年）３月３１日（月）まで

(7)　供給場所
仕様書による。（１６施設）
(8)　契約の種類
１６施設毎の各単価による単価契約
(9)　入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、４(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者
ウ　名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者
(10)　入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額により入札すること。
(11)　仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
(12)　最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
２　入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
(1)　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、３(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア　競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和６年（２０２４年）１月２６日（金）午後５時まで
イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
ウ　競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ　提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
(2)　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条の２の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。
(3)　令和４年（２０２２年）４月１日から令和５年（２０２３年）３月３１日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が１キロワット時当たり０．５００キログラム以下であること。
なお、令和５年（２０２３年）４月１日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあっては、二酸化炭素に係る排出係数の算定方法に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が１キロワット時当たり０．５００キログラム以下であること。
(4)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
(5)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
(6)　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。
３　入札参加のための確認申請
(1)　提出書類
この入札に参加を希望する者は、２(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす

者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア　競争入札参加資格確認申請書
イ　「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
ウ　「二酸化炭素に係る排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
(2)　提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類をＰＤＦ形式で１つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が３メガバイトを超える等１つのファイルに集約できない場合は、(1) イ及びウに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イ及びウに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
(3)　提出期間
公告の日から令和６年（２０２４年）２月２日（金）午後５時まで
(4)　提出先
１(4) の入札担当部局
(5)　確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
４　入札手続等
(1)　入札仕様等に対する質問の受付期間
１(3) の発注・契約担当部局において公告の日から令和６年（２０２４年）２月２日（金）午後５時まで受け付ける。
(2)　仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び１(3) の発注・契約担当部局において公告の日から令和６年（２０２４年）２月２９日（木）まで行う。
(3)　入札の方法
ア　電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和６年（２０２４年）２月２８日（水）午後５時までに電子入札システムにより入札すること。
イ　紙入札による入札の方法
(ｱ) 日時　令和６年（２０２４年）２月２９日（木）午前１０時
(ｲ) 場所　１(4) の入札担当部局
(ｳ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ｱ)の日時に(ｲ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和６年（２０２４年）２月２８日（水）（必着）までに１(4) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に１(1) の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、１(1) の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
(4)　開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3) イ(ｱ)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3) イ(ｲ)の場所で開札を行うものとする。
(5)　入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、２回までとする。１回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の１時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
(6)　入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ　錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ　電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ　電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札
オ　紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
カ　有効な内訳書が添付されていない入札

(7)　入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を１(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は４(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

１(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア　入札金額の総額と単価の取り違い
イ　入札金額単位の誤り

(8)　入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9)　落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10)　入札保証金

免除する。

5　契約について

(1)　契約書の作成の要否

要

(2)　契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3)　落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4)　契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア　納付期限　(3)の申出期限
イ　提出場所　１(3)の発注・契約担当部局

6　その他

(1)　入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2)　この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7　問合せ

(1)　問合せ先

ア　入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
　熊本県教育庁教育総務局学校人事課
　電話番号　０９６－３３３―２７１８
　ファックス番号　０９６－３８３―３９１５

イ　競争入札参加資格審査申請に関すること
　熊本県出納局管理調達課管理班
　電話番号　０９６－３３３－２５８１
　ファックス番号　０９６－３８１－９０１０

ウ　入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
　熊本県出納局管理調達課調達班
　電話番号　０９６－３３３－２５８０
　ファックス番号　０９６－３８１－９０１０

エ　電子入札システムの操作方法に関すること
　くまもと県市町村電子入札コールセンター
　電話番号　０９６－３７３－２０３２
　ファックス番号　０９６－３７０－５４５５

(2)　受付時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）

８　Ｓｕｍｍａｒｙ

(1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 6,126,768 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility

(2) Date and Place for tender:
Date : February 29,2024, 10:00a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
School Personnel Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2718

(4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第９号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県教育長　白　石　伸　一

１　競争入札に付する事項
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気　その３

２　入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、３に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

３　入札参加資格を得るための申請方法等

(1)　申請の方法
２の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2)　競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
電話番号　０９６－３３３－２５８１

(3)　競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和６年（２０２４年）１月２６日（金）午後５時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4)　競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5)　入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和８年（２０２６年）３月３１日までとする。

(6)　有効期間の更新手続
(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和７年（２０２５年）９月１日から令和７年（２０２５年）１０月３１日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県いじめ防止対策審議会公告第１１号

令和５年度（２０２３年度）第１１回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

令和６年（２０２４年）１月１９日
熊本県いじめ防止対策審議会会長　八ツ塚　一郎
1　開催日時
令和６年（２０２４年）１月２５日（木）
午後５時から午後７時まで
2　開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
県庁防災センター　Ｂ０１会議室
3　議題
（１）会議の公開・非公開の決定及び傍聴について
（２）審議
4　傍聴者の定員
１０人
5　傍聴手続
（１）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局に申し出た上で、会議の会場に入ることができる。
（２）傍聴希望者が、１０人を超える場合は、会議開始１０分前に受付を終了し、抽選を行う。
6　その他
今回の審議会では、「３　議題」のうち、（２）審議については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第３の規定により非公開となる見込み。
7　問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課いじめ防止推進班
（電話０９６－３３３－２７２０）

熊本県教育委員会公告第１０号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。
令和６年（２０２４年）１月１９日
熊本県教育長　白　石　伸　一
1　競争入札に付する事項
(1)　調達物品名
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気　その３
(2)　予定数量
６，１２８，８６５キロワット時
(3)　調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育総務局学校人事課（熊本県庁行政棟新館７階）
郵便番号　８６２－８６０９　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
(4)　調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
(5)　調達物品の内容
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その３仕様書（以下「仕様書」という。）による。
(6)　調達期間（供給期間）
令和６年（２０２４年）４月１日（月）から令和７年（２０２５年）３月３１日（月）まで
(7)　供給場所
仕様書による。（２３施設）
(8)　契約の種類
２３施設毎の各単価による単価契約
(9)　入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、４(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者
ウ　名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者
(10)　入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税

事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額により入札すること。

(11)　仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(12)　最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

２　入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1) から(6) までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1)　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、３(3) の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア　競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和６年（２０２４年）１月２６日（金）午後５時まで

イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）

郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

ウ　競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ　提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2)　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条の２の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。

(3)　令和４年（２０２２年）４月１日から令和５年（２０２３年）３月３１日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が１キロワット時当たり０．５００キログラム以下であること。

なお、令和５年（２０２３年）４月１日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあっては、二酸化炭素に係る排出係数の算定方法に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が１キロワット時当たり０．５００キログラム以下であること。

(4)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(5)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(6)　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。

３　入札参加のための確認申請

(1)　提出書類

この入札に参加を希望する者は、２(2) から(5) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア　競争入札参加資格確認申請書

イ　「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

ウ　「二酸化炭素に係る排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

(2)　提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類をＰＤＦ形式で１つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が３メガバイトを超える等１つのファイルに集約できない場合は、(1) イ及びウに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イ及びウに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3)　提出期間

公告の日から令和６年（２０２４年）２月２日（金）午後５時まで

(4)　提出先

１(4) の入札担当部局

(5)　確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

４　入札手続等

(1)　入札仕様等に対する質問の受付期間

１(3) の発注・契約担当部局において公告の日から令和６年（２０２４年）２月２日（金）午後５時まで受け付ける。

(2)　仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び１(3) の発注・契約担当部局において公告の日から令和６年（２０２４年）２月２９日（木）まで行う。

(3)　入札の方法

ア　電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和６年（２０２４年）２月２８日（水）午後５時までに電子入札システムにより入札すること。

イ　紙入札による入札の方法

(ｱ) 日時　令和６年（２０２４年）２月２９日（木）午前１０時

(ｲ) 場所　１(4) の入札担当部局

(ｳ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ｱ)の日時に(ｲ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和６年（２０２４年）２月２８日（水）（必着）までに１(4) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に１(1) の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、１(1) の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4)　開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3) イ(ｱ)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3) イ(ｲ)の場所で開札を行うものとする。

(5)　入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、２回までとする。１回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の１時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6)　入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ　錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ　電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ　電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札

オ　紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ　有効な内訳書が添付されていない入札

(7)　入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を１(4) の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は４(3) アの電子入札システムによる入札期間内とする。

１(4) の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア　入札金額の総額と単価の取り違い

イ　入札金額単位の誤り

(8)　入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、

又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
(9)　落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
(10)　入札保証金
免除する。
5　契約について
(1)　契約書の作成の要否
要
(2)　契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
(3)　落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
(4)　契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア　納付期限　(3) の申出期限
イ　提出場所　１(3) の発注・契約担当部局
6　その他
(1)　入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2)　この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
7　問合せ
(1)　問合せ先
ア　入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
電話番号　０９６－３３３―２７１８
ファックス番号　０９６－３８３―３９１５
イ　競争入札参加資格審査申請に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号　０９６－３３３－２５８１
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
ウ　入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号　０９６－３３３－２５８０
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
エ　電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号　０９６－３７３－２０３２
ファックス番号　０９６－３７０－５４５５
(2)　受付時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）
8　Ｓｕｍｍａｒｙ
(1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 6,128,865 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility
(2) Date and Place for tender:
Date : February 29,2024, 10:00a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)
(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
School Personnel Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2718
(4) Other

Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第１０号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県教育長　白　石　伸　一

１　競争入札に付する事項

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気　その４

２　入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、３に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

３　入札参加資格を得るための申請方法等

(1)　申請の方法

２の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2)　競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
電話番号　０９６－３３３－２５８１

(3)　競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和６年（２０２４年）１月２６日（金）午後５時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4)　競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5)　入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和８年（２０２６年）３月３１日までとする。

(6)　有効期間の更新手続

(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和７年（２０２５年）９月１日から令和７年（２０２５年）１０月３１日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第１１号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県教育長　白　石　伸　一

１　競争入札に付する事項

(1)　調達物品名

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気　その４

(2)　予定数量

４，３７８，１０９キロワット時

(3)　調達物品に係る発注・契約担当部局

熊本県教育庁教育総務局学校人事課（熊本県庁行政棟新館７階）
郵便番号　８６２－８６０９　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

(4)　調達物品に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

(5)　調達物品の内容

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その４仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(6)　調達期間（供給期間）

令和６年（２０２４年）４月１日（月）から令和７年（２０２５年）３月３１日（月）まで

(7)　供給場所

仕様書による。（２０施設）
(8)　契約の種類
２０施設毎の各単価による単価契約
(9)　入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、４(3) アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者
ウ　名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者
(10)　入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額により入札すること。
(11)　仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
(12)　最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

２　入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1) から(6) までに定める条件の全てを満たす者であること。
(1)　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、３(3) の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア　競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和６年（２０２４年）１月２６日（金）午後５時まで
イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
ウ　競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ　提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
(2)　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条の２の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。
(3)　令和４年（２０２２年）４月１日から令和５年（２０２３年）３月３１日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が１キロワット時当たり０．５００キログラム以下であること。
なお、令和５年（２０２３年）４月１日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあっては、二酸化炭素に係る排出係数の算定方法に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が１キロワット時当たり０．５００キログラム以下であること。
(4)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
(5)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
(6)　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。

３　入札参加のための確認申請
(1)　提出書類
この入札に参加を希望する者は、２(2) から(5) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア　競争入札参加資格確認申請書
イ　「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
ウ　「二酸化炭素に係る排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
(2)　提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類をＰＤＦ形式で１つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が３メガバイトを超える等１つのファイルに集約できない場合は、(1) イ及びウに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イ及びウに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
(3)　提出期間
公告の日から令和６年（２０２４年）２月２日（金）午後５時まで
(4)　提出先
１(4) の入札担当部局
(5)　確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
4　入札手続等
(1)　入札仕様等に対する質問の受付期間
１(3) の発注・契約担当部局において公告の日から令和６年（２０２４年）２月２日（金）午後５時まで受け付ける。
(2)　仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び１(3) の発注・契約担当部局において公告の日から令和６年（２０２４年）２月２９日（木）まで行う。
(3)　入札の方法
ア　電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和６年（２０２４年）２月２８日（水）午後５時までに電子入札システムにより入札すること。
イ　紙入札による入札の方法
(ｱ) 日時　令和６年（２０２４年）２月２９日（木）午前１０時
(ｲ) 場所　１(4) の入札担当部局
(ｳ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ｱ)の日時に(ｲ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和６年（２０２４年）２月２８日（水）（必着）までに１(4) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に１(1) の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、１(1) の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
(4)　開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3) イ(ｱ)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3) イ(ｲ)の場所で開札を行うものとする。
(5)　入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、２回までとする。１回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の１時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
(6)　入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ　錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ　電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない

入札
エ　電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札
オ　紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
カ　有効な内訳書が添付されていない入札
(7)　入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を１(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は４(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
１(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア　入札金額の総額と単価の取り違い
イ　入札金額単位の誤り
(8)　入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
(9)　落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
(10)　入札保証金
免除する。
5　契約について
(1)　契約書の作成の要否
要
(2)　契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
(3)　落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
(4)　契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア　納付期限　(3)の申出期限
イ　提出場所　１(3)の発注・契約担当部局
6　その他
(1)　入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2)　この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
7　問合せ
(1)　問合せ先
ア　入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
電話番号　０９６－３３３―２７１８
ファックス番号　０９６－３８３―３９１５
イ　競争入札参加資格審査申請に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号　０９６－３３３－２５８１
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
ウ　入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号　０９６－３３３－２５８０
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
エ　電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号　０９６－３７３－２０３２
ファックス番号　０９６－３７０－５４５５
(2)　受付時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）

８　Ｓｕｍｍａｒｙ

(1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 4,378,109 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility

(2) Date and Place for tender:
Date : February 29,2024, 10:00a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
School Personnel Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2718

(4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県選挙管理委員会公告第１号

令和６年３月２４日執行（予定）熊本県知事選挙に伴い、当該選挙の立候補予定者等に対して、立候補手続等を説明するため、次のとおり説明会を開催します。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県選挙管理委員会委員長　松　永　榮　治

１　日　時　　令和６年（２０２４年）２月１４日（水）午後１時３０分から
２　場　所　　熊本県庁防災センター２階　２０１会議室
３　問合せ先　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
熊本県選挙管理委員会（熊本県総務部市町村・税務局市町村課選挙班）
電話　０９６－３３３－２１０４

熊本県教育委員会告示第１１号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県立装飾古墳館長　廣　瀬　泰　之

１　競争入札に付する事項
(1)　肥後古代の森山鹿地区樹木等保護管理業務
(2)　肥後古代の森鹿央地区樹木等保護管理業務
(3)　肥後古代の森菊水地区樹木等保護管理業務
(4)　肥後古代の森菊鹿地区樹木等保護管理業務
(1)から(4)までについては、それぞれの入札による。

２　入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種が「樹木保護管理」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、３に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

３　入札参加資格を得るための申請方法等

(1)　申請の方法

２の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2)　競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
電話番号　０９６－３３３－２５８１

(3)　競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和６年（２０２４年）２月２日（金）午後５時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4)　競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
(5)　入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和８年（２０２６年）３月３１日までとする。
(6)　有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和７年（２０２５年）９月１日から令和７年（２０２５年）１０月３１日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第１２号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県立装飾古墳館長　廣　瀬　泰　之

１　競争入札に付する事項
(1)　業務の名称
肥後古代の森山鹿地区樹木等保護管理業務
(2)　業務に係る入札・契約担当部局
熊本県立装飾古墳館総務課
郵便番号　８６１－０５６１　熊本県山鹿市鹿央町岩原３０８５番地
(3)　業務の内容
肥後古代の森山鹿地区樹木等保護管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
(4)　委託期間
令和６年（２０２４年）４月１日（月）から
令和７年（２０２５年）３月３１日（月）まで
(5)　履行場所
熊本県山鹿市鍋田　　肥後古代の森山鹿地区
(6)　予定価格
４，７１２，４００円（消費税及び地方消費税抜きの金額４，２８４，０００円）
(7)　入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、４(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者
ウ　名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者
(8)　入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額により入札すること。
(9)　仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
(10)　最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
(11)　低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。
２　入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
(1)　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種が「樹木保護管理」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、３(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア　競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和６年（２０２４年）２月２日（金）午後５時まで
イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
ウ　競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ　提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
(2)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
(3)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
(4)　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。
(5)　公告の日から過去３年間において、仕様書に記載する業務の内容において、芝管理１０，０００平方メートル以上かつ樹木管理３，０００平方メートル以上の契約を締結し、当該契約の履行を完了している実績を有する者であること。
３　入札参加のための確認申請
(1)　提出書類
この入札に参加を希望する者は、２(2) から(5) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア　競争入札参加資格確認申請書
イ　契約の実績を証する書類（契約書の写し、履行証明書及び業務仕様書）
(2)　提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類をＰＤＦ形式で１つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イに掲げる書類の電子データの容量が３メガバイトを超える等１つのファイルに集約できない場合は、(1) イに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
(3)　提出期間
公告の日から令和６年（２０２４年）２月１３日（火）午後５時まで
(4)　提出先
１(2) の入札・契約担当部局
(5)　確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
４　入札手続等
(1)　入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
１(2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和６年（２０２４年）２月１３日（火）午後５時まで受け付ける。
(2)　仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び１(2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和６年（２０２４年）３月１日（金）まで行う。
(3)　入札の方法
ア　電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和６年（２０２４年）２月２９日（木）午後５時までに電子入札システムにより入札すること。
イ　紙入札による入札の方法
（ア）　日時　令和６年（２０２４年）３月１日（金）午前９時
（イ）　場所　１(2) の入札・契約担当部局
（ウ）　入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和６年（２０２４年）２月２９日（木）（必着）までに１(2) の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。
当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」

と朱書するとともに、中封筒の表に１(1) の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

(4)　開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3) イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3) イ（イ）の場所で開札を行うものとする。

(5)　入札の回数

入札回数は、１回とする。

(6)　入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ　錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ　電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ　電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札

オ　紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7)　入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を１(2) の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は４(3) アの電子入札システムによる入札期間内とする。

１(2) の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア　入札金額の総額と単価の取り違い

イ　入札金額単位の誤り

(8)　入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9)　落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第１項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(10)　入札保証金

免除する。

５　契約について

(1)　契約書の作成の要否

要

(2)　契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3)　落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4)　契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、契約金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア　納付期限　(3) の申出期限

イ　提出場所　１(2) の入札・契約担当部局

６　その他

(1)　入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2)　この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受

ける。
(3)　この調達は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第２条第６号の規定による一連の調達契約である。
７　問合せ
(1)　問合せ先
ア　入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。
熊本県立装飾古墳館総務課
電話番号　０９６８－３６－２１５１
ファックス番号　０９６８－３６－２１２０
イ　競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号　０９６－３３３－２５８１
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
ウ　電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号　０９６－３７３－２０３２
ファックス番号　０９６－３７０－５４５５
(2)　受付時間
ア　(1)のア
午前８時３０分から午後５時１５分まで（月曜日、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日の場合は翌日を除く。）
イ　(1)のイ、ウ
午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）
８　Ｓｕｍｍａｒｙ
(1)　Name and Content of Consignment
Care of Yamaga area of forest Park of the Higo ancient times
(2)　Date and Place for tender
Date: March 1, 2024,9:00 a. m.
Place: Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum
(3)　Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum
3085 Iwabaru, Kao-machi, Yamaga-City, Kumamoto Prefecture,861-0561,Japan
Phone: 0968-36-2151
(4)　Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会公告第１３号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県立装飾古墳館長　廣　瀬　泰　之

１　競争入札に付する事項
(1)　業務の名称
肥後古代の森鹿央地区樹木等保護管理業務
(2)　業務に係る入札・契約担当部局
熊本県立装飾古墳館総務課
郵便番号　８６１－０５６１　熊本県山鹿市鹿央町岩原３０８５番地
(3)　業務の内容
肥後古代の森鹿央地区樹木等保護管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
(4)　委託期間
令和６年（２０２４年）４月１日（月）から
令和７年（２０２５年）３月３１日（月）まで
(5)　履行場所
熊本県山鹿市鹿央町岩原　　肥後古代の森鹿央地区
(6)　予定価格
８，９２８，７００円（消費税及び地方消費税抜きの金額８，１１７，０００円）
(7)　入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、４(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者
ウ　名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者
(8)　入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額により入札すること。
(9)　仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
(10)　最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
(11)　低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。
2　入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1) から(5) までに定める条件の全てを満たす者であること。
(1)　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」 、業種が「樹木保護管理」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、３(3) の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア　競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和６年（２０２４年）２月２日（金）午後５時まで
イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
ウ　競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ　提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
(2)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
(3)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
(4)　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。
(5)　公告の日から過去３年間において、仕様書に記載する業務の内容において、芝管理３０，０００平方メートル以上かつ樹木管理３，０００平方メートル以上の契約を締結し、当該契約の履行を完了している実績を有する者であること。
3　入札参加のための確認申請
(1)　提出書類
この入札に参加を希望する者は、２(2) から(5) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア　競争入札参加資格確認申請書
イ　契約の実績を証する書類（契約書の写し、履行証明書及び業務仕様書）
(2)　提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類をＰＤＦ形式で１つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イに掲げる書類の電子データの容量が３メガバイトを超える等１つのファイルに集約できない場合は、(1) イに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
(3)　提出期間

公告の日から令和６年（２０２４年）２月１３日（火）午後５時まで
(4)　提出先
１(2) の入札・契約担当部局
(5)　確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
４　入札手続等
(1)　入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
１(2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和６年（２０２４年）２月１３日（火）午後５時まで受け付ける。
(2)　仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び１(2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和６年（２０２４年）３月１日（金）まで行う。
(3)　入札の方法
ア　電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和６年（２０２４年）２月２９日（木）午後５時までに電子入札システムにより入札すること。
イ　紙入札による入札の方法
（ア）　日時　令和６年（２０２４年）３月１日（金）午前９時３０分
（イ）　場所　１(2) の入札・契約担当部局
（ウ）　入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和６年（２０２４年）２月２９日（木）（必着）までに１(2) の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に１(1) の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
(4)　開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3) イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3) イ（イ）の場所で開札を行うものとする。
(5)　入札の回数
入札回数は、１回とする。
(6)　入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ　錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ　電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ　電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札
オ　紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
(7)　入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を１(2) の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は４(3) アの電子入札システムによる入札期間内とする。
１(2) の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア　入札金額の総額と単価の取り違い
イ　入札金額単位の誤り
(8)　入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
(9)　落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第１項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(10)　入札保証金

免除する。

5　契約について

(1)　契約書の作成の要否

要

(2)　契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3)　落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4)　契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、契約金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア　納付期限　(3) の申出期限

イ　提出場所　１(2) の入札・契約担当部局

6　その他

(1)　入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2)　この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3)　この調達は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第２条第６号の規定による一連の調達契約である。

7　問合せ

(1)　問合せ先

ア　入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県立装飾古墳館総務課

電話番号　０９６８－３６－２１５１

ファックス番号　０９６８－３６－２１２０

イ　競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号　０９６－３３３－２５８１

ファックス番号 ０９６－３８１－９０１０

ウ　電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号　０９６－３７３－２０３２

ファックス番号　０９６－３７０－５４５５

(2)　受付時間

ア　(1) のア

午前８時３０分から午後５時１５分まで（月曜日、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日の場合は翌日を除く。）

イ　(1) のイ、ウ

午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）

8　Ｓｕｍｍａｒｙ

(1)　Name and Content of Consignment

Care of Kao area of forest Park of the Higo ancient times

(2)　Date and Place for tender

Date: March 1, 2024, 9:30 a. m.

Place: Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum

(3)　Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum

3085 Iwabaru, Kao-machi, Yamaga-City, Kumamoto Prefecture, 861-0561, Japan

Phone: 0968-36-2151

(4)　Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会公告第１４号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県立装飾古墳館長　廣　瀬　泰　之

１　競争入札に付する事項

(1)　業務の名称

肥後古代の森菊水地区樹木等保護管理業務

(2)　業務に係る入札・契約担当部局

熊本県立装飾古墳館総務課

郵便番号　８６１－０５６１　熊本県山鹿市鹿央町岩原３０８５番地

(3)　業務の内容

肥後古代の森菊水地区樹木等保護管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4)　委託期間

令和６年（２０２４年）４月１日（月）から

令和７年（２０２５年）３月３１日（月）まで

(5)　履行場所

熊本県玉名郡和水町瀬川　　肥後古代の森菊水地区

(6)　予定価格

８，８１３，２００円（消費税及び地方消費税抜きの金額８，０１２，０００円）

(7)　入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、４(3) アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者

ウ　名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者

(8)　入札金額

入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額により入札すること。

(9)　仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(10)　最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

(11)　低入札価格調査の設定

この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

２　入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1) から(5) までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1)　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種が「樹木保護管理」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、３(3) の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア　競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和６年（２０２４年）２月２日（金）午後５時まで

イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）

郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

ウ　競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ　提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の

申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
(3)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
(4)　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。
(5)　公告の日から過去３年間において、仕様書に記載する業務の内容において、芝管理２５，０００平方メートル以上かつ樹木管理６，０００平方メートル以上の契約を締結し、当該契約の履行を完了している実績を有する者であること。

3　入札参加のための確認申請
(1)　提出書類
この入札に参加を希望する者は、２(2) から(5) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア　競争入札参加資格確認申請書
イ　契約の実績を証する書類（契約書の写し、履行証明書及び業務仕様書）
(2)　提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類をＰＤＦ形式で１つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イに掲げる書類の電子データの容量が３メガバイトを超える等１つのファイルに集約できない場合は、(1) イに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
(3)　提出期間
公告の日から令和６年（２０２４年）２月１３日（火）午後５時まで
(4)　提出先
１(2) の入札・契約担当部局
(5)　確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4　入札手続等
(1)　入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
１(2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和６年（２０２４年）２月１３日（火）午後５時まで受け付ける。
(2)　仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び１(2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和６年（２０２４年）３月１日（金）まで行う。
(3)　入札の方法
ア　電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和６年（２０２４年）２月２９日（木）午後５時までに電子入札システムにより入札すること。
イ　紙入札による入札の方法
（ア）　日時　令和６年（２０２４年）３月１日（金）午前１０時
（イ）　場所　１(2) の入札・契約担当部局
（ウ）　入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和６年（２０２４年）２月２９日（木）（必着）までに１(2) の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に１(1) の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
(4)　開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3) イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3) イ（イ）の場所で開札を行うものとする。
(5)　入札の回数
入札回数は、１回とする。
(6)　入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったこと

が判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ　錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ　電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ　電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札
オ　紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7)　入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を１(2) の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は４(3) アの電子入札システムによる入札期間内とする。

１(2) の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア　入札金額の総額と単価の取り違い
イ　入札金額単位の誤り

(8)　入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9)　落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第１項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(10)　入札保証金

免除する。

５　契約について

(1)　契約書の作成の要否

要

(2)　契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3)　落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4)　契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、契約金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア　納付期限　(3) の申出期限
イ　提出場所　１(2) の入札・契約担当部局

６　その他

(1)　入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2)　この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3)　この調達は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第２条第６号の規定による一連の調達契約である。

７　問合せ

(1)　問合せ先

ア　入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県立装飾古墳館総務課
電話番号　０９６８－３６－２１５１
ファックス番号　０９６８－３６－２１２０

イ　競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号　０９６－３３３－２５８１
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
ウ　電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号　０９６－３７３－２０３２
ファックス番号　０９６－３７０－５４５５

(2)　受付時間
ア　(1) のア
午前８時３０分から午後５時１５分まで（月曜日、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日の場合は翌日を除く。）
イ　(1) のイ、ウ
午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）

８　Ｓｕｍｍａｒｙ
(1)　Name and Content of Consignment
Care of Kikusui area of forest Park of the Higo ancient times
(2)　Date and Place for tender
Date: March 1, 2024,10:00 a. m.
Place: Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum
(3)　Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum
3085 Iwabaru, Kao-machi, Yamaga-City, Kumamoto Prefecture,861-0561,Japan
Phone: 0968-36-2151
(4)　Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会公告第１５号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県立装飾古墳館長　廣　瀬　泰　之

１　競争入札に付する事項
(1)　業務の名称
肥後古代の森菊鹿地区樹木等保護管理業務
(2)　業務に係る入札・契約担当部局
熊本県立装飾古墳館総務課
郵便番号　８６１－０５６１　熊本県山鹿市鹿央町岩原３０８５番地
(3)　業務の内容
肥後古代の森菊鹿地区樹木等保護管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
(4)　委託期間
令和６年（２０２４年）４月１日（月）から
令和７年（２０２５年）３月３１日（月）まで
(5)　履行場所
熊本県山鹿市菊鹿町米原　　肥後古代の森菊鹿地区及び
熊本県菊池市木野　　　　　肥後古代の森菊池地区
(6)　予定価格
１５，４９４，６００円（消費税及び地方消費税抜きの金額１４，０８６，０００円）
(7)　入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、４(3) アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者
ウ　名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者
(8)　入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額により入札すること。
(9)　仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９

年熊本県告示第４２０号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(10)　最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

(11)　低入札価格調査の設定

この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

２　入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1) から(5) までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1)　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種が「樹木保護管理」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、３(3) の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア　競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和６年（２０２４年）２月２日（金）午後５時まで

イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）

郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

ウ　競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ　提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4)　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5)　公告の日から過去３年間において、仕様書に記載する業務の内容において、芝管理２５，０００平方メートル以上かつ樹木管理１，０００平方メートル以上の契約を締結し、当該契約の履行を完了している実績を有する者であること。

３　入札参加のための確認申請

(1)　提出書類

この入札に参加を希望する者は、２(2) から(5) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア　競争入札参加資格確認申請書

イ　契約の実績を証する書類（契約書の写し、履行証明書及び業務仕様書）

(2)　提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類をＰＤＦ形式で１つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イに掲げる書類の電子データの容量が３メガバイトを超える等１つのファイルに集約できない場合は、(1) イに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3)　提出期間

公告の日から令和６年（２０２４年）２月１３日（火）午後５時まで

(4)　提出先

１(2) の入札・契約担当部局

(5)　確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

４　入札手続等

(1)　入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

１(2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和６年（２０２４年）２月１３日（火）午後５時まで受け付ける。

(2)　仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び１(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和６年（２０２４年）３月１日（金）まで行う。
(3)　入札の方法
ア　電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和６年（２０２４年）２月２９日（木）午後５時までに電子入札システムにより入札すること。
イ　紙入札による入札の方法
（ア）　日時　令和６年（２０２４年）３月１日（金）午前１０時３０分
（イ）　場所　１(2)の入札・契約担当部局
（ウ）　入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和６年（２０２４年）２月２９日（木）（必着）までに１(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に１(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
(4)　開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ（イ）の場所で開札を行うものとする。
(5)　入札の回数
入札回数は、１回とする。
(6)　入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ　錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ　電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ　電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札
オ　紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
(7)　入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を１(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は４(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
１(2)の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア　入札金額の総額と単価の取り違い
イ　入札金額単位の誤り
(8)　入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
(9)　落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
なお、本入札は地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第１項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。
(10)　入札保証金
免除する。
5　契約について
(1)　契約書の作成の要否
要
(2)　契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3)　落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4)　契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、契約金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア　納付期限　(3) の申出期限

イ　提出場所　１(2) の入札・契約担当部局

6　その他

(1)　入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2)　この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3)　この調達は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第２条第６号の規定による一連の調達契約である。

7　問合せ

(1)　問合せ先

ア　入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県立装飾古墳館総務課

電話番号　０９６８－３６－２１５１

ファックス番号　０９６８－３６－２１２０

イ　競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号　０９６－３３３－２５８１

ファックス番号　０９６－３８１－９０１０

ウ　電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号　０９６－３７３－２０３２

ファックス番号　０９６－３７０－５４５５

(2)　受付時間

ア　(1) のア

午前８時３０分から午後５時１５分まで（月曜日、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日の場合は翌日を除く。）

イ　(1) のイ、ウ

午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）

8　Ｓｕｍｍａｒｙ

(1)　Name and Content of Consignment

Care of Kikuka area of forest Park of the Higo ancient times

(2)　Date and Place for tender

Date: March 1, 2024,10:30 a. m.

Place: Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum

(3)　Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum

3085 Iwabaru, Kao-machi, Yamaga-City, Kumamoto Prefecture,861-0561,Japan

Phone: 0968-36-2151

(4)　Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県警察本部告示第３号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県警察本部長　宮　内　彰　久

1　競争入札に付する事項

令和６年度（２０２４年度）・７年度（２０２５年度）・８年度（２０２６年度）熊本県警察本部庁舎清掃業務委託

2　入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目「庁舎清掃」に登録されているものであること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、３に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

３　入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

２の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

電話番号　０９６－３３３－２５８１

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和６年（２０２４年）１月３０日（火）午後５時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和８年（２０２６年）３月３１日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和７年（２０２５年）９月１日から令和７年（２０２５年）１０月３１日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第３号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県警察本部長　宮　内　彰　久

１　競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

令和６年度（２０２４年度）・７年度（２０２５年度）・８年度（２０２６年度）熊本県警察本部庁舎清掃業務委託

(2) 業務に係る発注・契約担当部局

熊本県警察本部警務部会計課施設装備室管財・管理係（熊本県庁警察棟３階）

郵便番号　８６２－８６１０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

(3) 業務の内容

「熊本県警察本部庁舎清掃業務委託仕様書」及び「特記仕様書」（以下「仕様書等」という。）による。

(4) 委託期間

令和６年（２０２４年）４月１日（月）から令和９年（２０２７年）３月３１日（水）まで

(5) 履行場所

熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

熊本県警察本部庁舎

(6) 入札方式

この入札は紙入札案件である。

(7) 入札金額

入札金額は、本業務に要する費用の総額（契約期間が３年間であるため、３年間の合計金額）とする。落札決定に当たっては、入札金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）の規定を準用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

(10) 低入札価格調査の設定

この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を

下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

２　入札参加者の必要な資格に関する事項

次の⑴から⑹までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「庁舎清掃」に登録されているものであること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。

また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、３(3) の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア　競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和６年（２０２４年）１月３０日（火）午後５時まで

イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）

郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

ウ　競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ　提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 過去２年間のいずれかの年に、年間を通じた建物の清掃業務契約の日常清掃延床面積が７千平方メートル以上（駐車場、倉庫及びこれらに類する建物を除き、同一敷地内にある建物に係る契約で、１件の契約であることに限る。）の実績がある者であること。

(5) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。

イ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。

エ　役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

オ　役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※　暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成２２年熊本県条例第５２号）第２条に規定するものをいう。

※　役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※　「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

(6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。

３　入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、２⑵から⑸までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア　競争入札参加資格確認申請書

イ　２(4) に係る履行証明書及び契約書の写し等

ウ　２(5) に係る役員等一覧

(2) 提出方法

⑴アからウに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和６年（２０２４年）２月６日（火）午後５時まで（持参の場合は熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日を除く午前８時３０分から午後５時までとする。）

(4) 提出先

１(2) の発注・契約担当部局
(5) 確認結果の通知
確認の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
４　契約実績届等の提出
(1) 提出書類
この競争入札に参加を希望する者は、取得する入札説明書別添資料２の「熊本県警察本部庁舎清掃業務委託に係る総合評価一般競争入札実施要領」、別添２の「熊本県警察本部庁舎清掃業務委託に係る提出書類」（以下「提出書類一覧」という。）の「発注元評価」項目に掲げる提出書類を次の期日までに提出すること。
(2) 提出方法及び提出先
(1) に掲げる提出書類を書面で１(2) の発注・契約担当部局に(3) の提出期限まで（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
(3) 提出期限
令和６年（２０２４年）２月６日（火）午後５時まで（持参の場合は熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く午前８時３０分から午後５時までとする。）
５　入札手続等
(1) 入札説明書等に対する質問書の受付等
ア　受付期間
１(2) の発注・契約担当部局において公告の日から令和６年（２０２４年）２月６日（火）午後５時まで受け付ける。
なお、受付期間以外の質問及び指定された提出方法によらない質問は一切受け付けない。
イ　提出方法
入札説明書の別紙「質問書」により持参、郵送（書留郵便に限る。）又はファックスすること。
なお、表題は「熊本県警察本部庁舎清掃業務委託に対する質問」とする。
ウ　質問に対する回答時期及び期限
質問の都度、回答する。
また、質問の最終回答については、令和６年（２０２４年）２月１３日（火）午後５時までとする（回答は、全入札参加資格確認申請者に通知する。）。
(2) 入札説明書等の交付及び閲覧に関する事項
ア　交付及び閲覧場所
１(2) の発注・契約担当部局で交付又は入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報に掲載する。
イ　交付及び閲覧期間
公告の日から令和６年（２０２４年）３月６日（水）まで行う（交付は熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く午前８時３０分から午後５時までとする。）。
(3) 入札及び開札の日時及び場所
ア　日時
令和６年（２０２４年）３月６日（水）午前９時３０分
イ　場所
熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
熊本県警察本部（熊本県庁警察棟２階２０１会議室）
(4) 入札書の提出方法
入札書（代理人が入札するときは、入札書及び委任状）を(3) アの日時に(3) イの場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和６年（２０２４年）３月５日（火）（必着）までに１(2) の発注・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に１(1) の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、１(1) の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
(5) 開札の方法及び日時
開札は、(3) アの日時に当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3) イの場所で開札を行うものとする。
(6) 入札の回数、再入札の日時等
入札回数は、２回までとする。１回目の開札後に、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者（以下「落札候補者」という。）がない場合は再入札を行う。
なお、書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
(7) 入札の無効
次のア又はイのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ　錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
(8) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を１(2) の発注・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は５(3) の入札期間内とする。
１(2) の発注・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア　入札金額の総額と単価の取り違い
イ　入札金額の単位の誤り
(9) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
(10)落札候補者の決定
開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で有効な入札を行った者を落札候補者とする。
(11)提出書類一覧に掲げる提出書類（４の提出書類を除く。）の提出方法
落札候補者は、提出書類を次の期日までに提出すること。
ア　提出期限
令和６年（２０２４年）３月６日（水）午後５時まで
イ　提出方法及び提出場所
提出書類を１(2) の発注・契約担当部局に持参すること。ただし、持参できないときは、令和６年（２０２４年）３月５日（火）午後５時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
(12)落札者の決定方法
落札候補者を次の方法により総合評価し、落札者を決定する。
ア　提出書類一覧に掲げる提出書類の内容を審査し、落札者決定基準及び評価基準（入札説明書別添資料２の別添１）の履行体制及び契約実績の項目について、評価に応じ５０点の範囲内で評価点（以下「品質評価点」という。）を与える。
イ　入札価格に係る評価点（以下「価格点」という。）として、入札価格が低入札価格調査基準価格を超える場合は、低入札価格調査基準価格を当該入札価格で除して得た率を最高点（５０点）に乗じて算出（小数点以下切捨て）して評価点を与える。
なお、入札価格が予定価格を超える場合は、落札候補者としない。
ウ　品質評価点と価格点の合計点数が、最も高い者を落札者とする。
エ　品質評価点及び価格点の合計点数の最も高い者が２者以上あるときは、品質評価点が最も高い者を落札者とする。また、品質評価点及び価格点の合計点数並びに品質評価点の最も高い者が２者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。
なお、この場合においてさらに入札価格が同じ場合にあっては、当該入札者にくじを引かせ（実施日時、場所等は対象者へ別途通知する。)、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじ引きに立ち会わない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない熊本県の職員にくじを引かせるものとする。
オ　本入札は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第１項の規定に基づき、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているため、アからエまでにより落札者となるべき者の当該入札価格が、その基準価格を下回るときは、落札者とならない場合がある。
(13)入札保証金
免除する。
６　契約について
(1) 契約書の作成の要否
要
(2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
(3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
(4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、契約金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア　納付期限　⑶の申出期限

イ　提出場所　１⑵の発注・契約担当部局

７　その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

８　問合せ

(1) 問合せ先

ア　入札の業務内容、仕様書、確認申請等入札の内容全般に関すること。
熊本県警察本部警務部会計課施設装備室管財・管理係
電話番号　０９６－３８１－０１１０（内線２２６４）
ファックス番号　０９６－３８１―９３４１

イ　競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号　０９６－３３３－２５８１
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０

(2) 受付時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）

９　Ｓｕｍｍａｒｙ

(1) Name and Content of Consignment
Cleaning service contract for the Kumamoto Police Headquarters Building, dating from fiscal year 2024 to fiscal year 2026.

(2) Date and Place for tender
Date: 9:30 a.m. on 6 th March 2024
Place: Facilities Administration Office, Kumamoto Police Headquarters 3rd Fl.
(Address)6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto city, Kumamoto Prefecture,Japan 862-8610

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Finance Division Kumamoto Police Headquarters
Address:6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto city, Kumamoto Prefecture, 862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110 (Ext. 2264)

(4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県教育長　白　石　伸　一

熊本県教育委員会規則第１号

熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例（令和５年熊本県条例第３４号）の施行期日は、令和６年２月１日とする。

熊本県立図書館利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県教育長　白　石　伸　一

熊本県教育委員会規則第２号

熊本県立図書館利用規則の一部を改正する規則

熊本県立図書館利用規則（昭和６０年熊本県教育委員会規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及びくまもと文学・歴史館（以下「文学・歴史館」という。）」を「、くまもと文学・歴史館（以下「文学・歴史館」という。）及びこども本の森熊本（以下「こども本の森」という。）」に改める。

第２条第１項中「及び文学・歴史館（以下「館」という。）」を「、文学・歴史館及びこども本の森（以下これらを「館」という。）」に改める。

第３条第１項中「及び視聴覚室」を削り、同条第３項中「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「、視聴覚室」を削り、同項の次に次の１項を加える。

３　こども本の森の開館時間は、午前９時３０分から午後５時までとする。

第５条中「及び文学・歴史館資料」を「、文学・歴史館資料及びこども本の森資料」に改める。

附　則
この規則は、令和６年２月１日から施行する。

熊本県教育委員会規則第３号

熊本県立図書館組織規則の一部を改正する規則

熊本県立図書館組織規則（昭和３３年熊本県教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及びくまもと文学・歴史館」を「、くまもと文学・歴史館及びこども本の森熊本（以下「こども本の森」という。）」に改める。

第２条に次の１項を加える。

２　こども本の森に、こども本の森課を置く。

別表役付職員の項中「文学・歴史館副館長」を「文学・歴史館副館長
こども本の森熊本館長」に改める。

附　則
この規則は、令和６年２月１日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第１号

本 庁 各 課
各地方機関

熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和６年（２０２４年）１月１９日

熊本県教育長　白　石　伸　一

熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令

熊本県立図書館処務規程（昭和３８年熊本県教育委員会訓令甲第３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及びくまもと文学・歴史館（以下「文学・歴史館」という。）」を「、くまもと文学・歴史館（以下「文学・歴史館」という。）及びこども本の森熊本（以下「こども本の森」という。）」に改める。

第３条第４項中「図書館」の次に「及びこども本の森」を加える。

第４条第１項中「及び文学・歴史館」を「、文学・歴史館及びこども本の森」に改める。

第４条の２の次に次の１条を加える。

第４条の３　こども本の森館長は、館長の命を受け所務を処理する。

第５条第１項に次のように加える。

こども本の森課
(1)　こども本の森の運営に関すること。
(2)　こども本の森の県民参加型運営方針の策定に関すること。
(3)　こども本の森の利用推進に関すること。
(4)　こども本の森の寄附に関すること。

別表に次のように加える。

こども本の森課	

附　則
この訓令は、令和６年２月１日から施行する。